

# ○南伊勢町結婚相談所入会金等補助金交付要綱

平成30年4月1日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身者の異性との出逢いを促進し、未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、定住人口の減少を抑制するため、結婚を目的とした結婚相談所の利用に関する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、南伊勢町補助金等交付規則（平成17年南伊勢町規則第57号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、南伊勢町結婚相談所入会金等補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 有配偶者以外の者で、未婚者、離別者及び死別者をいう
- (2) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出逢い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者をいう。
- (3) 結婚相談所入会金等 結婚相談所に入会する際に支払う料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 南伊勢町に1年以上住所を有し、かつ、居住している20歳以上の独身者
- (2) 結婚後、南伊勢町に定住する予定の者
- (3) 平成30年4月1日以降に結婚相談所に入会した者であって、過去にこの事業による補助を受けていない者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関係する者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費は、結婚相談所入会金等とする。

- 2 補助金の額は3万円を上限とする。
- 3 補助金の交付は、1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、入会登録後90日以内に、南伊勢町結婚相談所入会金等補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に交付申請を行わなければならない。

- (1) 入会契約書の写し
- (2) 入会金等の領収書の写し
- (3) 完納証明書
- (4) 住民票
- (5) 独身を証明する書類（戸籍謄本）
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは南伊勢町結婚相談所入会金等補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者へその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、南伊勢町結婚相談所入会金等補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。